

お客さま各位



電気需給約款（中国エリア）の変更について

2023年7月1日付で以下の通り、電気需給約款（中国エリア）の変更を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

電気需給約款（中国エリア）新旧対照表

		変更前		変更後		
電気需給約款（中国エリア）	第10条 電気料金メニュー			第10条 電気料金メニュー		
	1. 標準プランA（4）電気料金			1. 標準プランA（4）電気料金		
	(a) 料金			(a) 料金		
	最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで一律	542 円 07 銭	最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで一律	<u>712 円 67 銭</u>
	電力量料金	11 キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 46 銭	電力量料金	11 キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<u>32 円 83 銭</u>
		120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	28 円 14 銭		120 キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<u>39 円 51 銭</u>
		上記超過1キロワット時につき	30 円 26 銭		上記超過1キロワット時につき	<u>41 円 63 銭</u>
	2. 標準プランB（4）電気料金			2. 標準プランB（4）電気料金		
	(a) 基本料金			(a) 基本料金		
		契約容量1キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭		契約容量1キロボルトアンペアにつき	431 円 90 銭
	(b) 電力量料金			(b) 電力量料金		
		最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	18 円 77 銭		120キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 14 銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 86 銭		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36 円 23 銭

上記超過 1 キロワット時に
つき

26 円 73 銭

別紙 4 燃料費調整

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準価格 X 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times$$

上記超過 1 キロワット時に
つき

38 円 10 銭

別紙 4 燃料費調整

(1) 平均燃料価格 (平均燃料価格 I、平均燃料価格 II)

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格 I} = A \times \alpha_I + B \times \beta_I + C \times \gamma_I$$

$$\text{平均燃料価格 II} = A \times \alpha_{II}$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α_I 、 β_I 、 γ_I 、 α_{II} =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価 (燃料費調整単価 I、燃料費調整単価 II)

燃料費調整単価 I および燃料費調整単価 II は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X (X_I 、 X_{II}) は別表に定

<p>(2)の基準単価/1,000</p> <p>(b)1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回る場合 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - X 円) × (2)の基準単価/1,000</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p> <p>2. 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p> <p>3. 燃料費調整額 燃料費調整額は、その月の使用電力量に 1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>燃料費調整額 = 使用電力量 × 燃料費調整単価</p> <p>4. 燃料費調整単価等の通知 当社は、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。</p> <p>5. 燃料費調整の見直し 当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。</p>	<p>めるものとします。</p> <p>(a) 燃料費調整単価Ⅰ ①1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅰが基準価格 X_I 円を下回る場合 燃料費調整単価Ⅰ = (X_I 円 - 平均燃料価格Ⅰ) × (2)の基準単価Ⅰ/1,000 ②1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅰが X_I 円を上回る場合 燃料費調整単価Ⅰ = (平均燃料価格Ⅰ - X_I 円) × (2)の基準単価Ⅰ/1,000</p> <p>(b) 燃料費調整単価Ⅱ ①1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅱが基準価格 X_{II} 円を下回る場合 燃料費調整単価Ⅱ = (X_{II} 円 - 平均燃料価格Ⅱ) × (2)の基準単価Ⅱ/1,000 ②1 キロリットル当たりの平均燃料価格Ⅱが X_{II} 円を上回る場合 燃料費調整単価Ⅱ = (平均燃料価格Ⅱ - X_{II} 円) × (2)の基準単価Ⅱ/1,000</p> <p>(3) 燃料費調整単価の適用 (燃料費調整単価Ⅰ、燃料費調整単価Ⅱ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格Ⅰおよび平均燃料価格Ⅱによって算定された燃料費調整単価Ⅰおよび燃料費調整単価Ⅱは、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。</p> <p>2. 基準単価 基準単価Ⅰは、平均燃料価格Ⅰが 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。基準単価Ⅱは、平均燃料価格Ⅱが 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。</p> <p>3. 燃料費調整額</p>
---	--

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1543
	β	0.1322
	γ	0.9761
燃料価格	X	26,000
標準プランA、標準プランA相当プランの場合	基準単価 (最初の15 キロワット時 まで)	3円68銭0 厘
	基準単価 (15キロワ ット時をこ える1キロ ワット時につ き)	24銭5厘
上記以外の場合	基準単価(1 キロワット 時につき)	24銭5厘

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

$$\text{燃料費調整単価} = \text{燃料費調整単価 I} + \text{燃料費調整単価 II}$$

4. 燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5. 燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目			値
係数	α_I		0.0406
	β_I		0.0992
	γ_I		1.1994
	α_{II}		1.0000
燃料価格	X	X_I	80,300
		X_{II}	79,300
基準単価 I	標準プランA、標準プランA相当プランの場合	最初の15 キロワット時 まで	3円18 銭5厘
		15キロワ ット時をこ える1キロ ワット時につ き	21銭2 厘

【変更後の電気需給約款の掲載先】

URL : https://www.enxls.ne.jp/info/97_kushon.html